旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年６月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合)　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①イルソーレ有限会社　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－309号　④イルソーレ有限会社　三重県津市森町1732－７　代表取締役　八幡登　⑤イルソーレ有限会社　三重県津市森町1732－７　⑥平成19年４月２日　⑧平成24年４月２日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県津市森町1732－７　イルソーレ有限会社　代表取締役　八幡登

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年６月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社サンエイトラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－248号　④株式会社サンエイトラベル　所沢市元町15番３号　代表取締役　豊田勇吉　⑤本社営業所　所沢市元町15番３号　⑥昭和49年７月23日　⑦平成24年４月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ツアーステージ熊本　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－222号　④株式会社ツアーステージ熊本　八代市大村町1117番地７　代表取締役　本山義嗣　⑤本社営業所　八代市田中西町１－１－１　⑥平成19年５月23日　⑦平成24年５月22日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ＤＡＩＴＯ・観光　②第３種旅行業　③佐賀県知事登録旅行業第３－70号　④有限会社ＤＡＩＴＯ・観光　唐津市二タ子三丁目13番31号　代表取締役　本山峰久　⑤本社営業所　唐津市二タ子三丁目13番31号　⑥平成22年５月31日　⑦平成24年５月９日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社中部航空サービス　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－287号　④株式会社中部航空サービス　松本市双葉３番１号　代表取締役　宮澤敏　⑤本社営業所　松本市双葉３番１号　⑥昭和63年１月７日　⑦平成24年４月30日　⑧220万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社日刊スポーツ新聞西日本　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－735号　④株式会社日刊スポーツ新聞西日本　大阪市福島区福島三丁目14番24号　代表取締役　松本督　⑤ニッカントラベル九州　福岡市博多区博多駅前二丁目１番１号　⑥平成22年10月５日　⑦平成24年４月28日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社桜美林サービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5685号　④株式会社ナルド　東京都町田市常磐町3654番地　代表取締役　秋山孝明　⑤本社営業所　東京都町田市常磐町3758番地　⑥平成17年11月11日　⑦平成24年５月12日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 24 年６月 11 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会